



## 《 入国速報 第1号 》

★ 国の入国制限緩和 ～3月1日から～ に伴う組合の対応

### 《国の入国制限緩和方針》

- 1 新規外国人入国の許可（技能実習生等・留学生 など、観光目的以外の者）
- 2 公共交通機関の対応 （中国）入国後 24 時間以内に最短ルートであれば可能  
（中国以外）検疫 3 日間待機/検査陰性 以後は可能
- 3 入国後の待機対応の変更

| 滞在歴                                  | 有効な<br>ワクチン | 0 日目<br>入国日 | 1～3 日目                                              | 4～7 日目                 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------------------------|------------------------|
| 指定国・地域<br>滞在歴あり<br>インドネシア・ベトナム・カンボジア | なし          | 検疫で<br>検査   | ・ 検疫所の宿泊施設で待機<br>・ 3 日目退所時に施設で受ける検査結果が陰性であれば、待機期間終了 | 待機なし                   |
| 指定国・地域<br>滞在歴なし<br>中国                | なし          | 検疫で<br>検査   | ・ 自宅等で 待機<br>（3 日目以降に自主検査しない場合）                     | 待機終了のお知らせにより<br>待機期間短縮 |
|                                      |             | 検疫で<br>検査   | ・ 自宅等で待機<br>・ 3 日目 以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出     |                        |

★ 組合方針 ・ 中国以外＝空港検疫管轄施設で 3 日間待機（無料）後、公共交通機関等で富山（勤務地）へ

・ 中国＝基本 7 日間待機（検査料金が高額） 富山市内ホテル又は企業寮等

※ 中国の 7 日間待機ホテル料金は、後日、該当企業様宛請求させていただきます。

※ 中国の実習 3 号/特定技能/建設就労の受入企業様で、早期の就労を望まれる場合は待機期間を短縮しますので、担当者迄ご連絡ください。（PCR 検査料金はご負担いただきます。）

### 《入国の準備》

前段を踏まえ、詳細な入国時期や人数等は不確定ながらも、以下の通り作業を進めております。

- ① 受入企業様並びに該当実習生等への最終確認
- ② 在留資格認定申請書交付の早い者から国内手続（厚労省入国者健康確認システム（ERFS）への登録及び受入計画の申請）により取得した審査済み証を送出し機関へ送付し、査証取得
- ③ 航空便の手配（早期に安価で）を進め、入国日を決定
- ④ 待機施設、講習施設、送迎等の準備

### 《入国の時期》

① 第1陣 3 月末 インドネシア 20 名程度入国

② 第2陣 4 月中旬 中国、ベトナム、インドネシア（許可状況により）

その後、毎月入国できるよう、順次、作業を進めます。

なお、事務局・送出し機関共々、一日も早く実習生等が入国できるよう進めておりますが、現在送出し国において査証申請が殺到しており、思うように入国手続きが進まないこととともに、フライトも集中しチケットが確保し難い状況でもあり、ご期待に沿えないことがあることをご了承ください。